

令和4年12月 定例会（第4回）会議録（抜粋）

○10番（渡辺厚子さん） 皆様、おはようございます。公明党の渡辺厚子でございます。

12月定例会一般質問の最終日となりました。今回、私は、地域の皆様からいただいたご意見、ご要望をもとに、大綱2点について質問させていただきます。

初めに、大綱1、防災・減災対策の向上について。

中項目1、命を守る取組の充実について。

大規模災害が発生したときに、いかにして自分や家族の命を守るか。命の危険にさらされるのは、発災時にどこにいるかで左右されるのは当然ではありますが、少なくとも自宅や避難所での安全・安心の確保について、できる限りの対策を取ることは重要だと考えます。そこで、今回は小項目3点に絞ってお聞きします。

1点目は、家具転倒防止対策支援事業についてです。1995年の阪神・淡路大震災における死者は6,434名ですが、直接死5,483名に占める主な死因の内訳として、建物の倒壊と家具の転倒による窒息・圧死が72.57%の3,979名とされています。この大震災の経験を踏まえて、建物の耐震化は防災における重要課題となり、一般住宅への耐震改修補助が設けられております。

本市におきましても、現在、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づいた耐震診断や耐震改修の実績が公表されています。しかし、住まいの耐震化に費用をかけられない世帯もあります。アパートやマンションなど、自分では耐震リフォームなどができない家庭では、何も落ちてこない、何も倒れてこない安全な空間であるというセーフティゾーンがあれば、圧死から免れることができると言われております。

防災・減災を図る上で家具等の転倒防止対策が重要であることから、千葉県においても18の市町村で家具転倒防止対策支援事業を実施しています。制度の対象者や内容は自治体によって様々ではありますが、本市としても取り組むべき事業と考えますが、市の見解を伺います。

2点目は、福祉避難所の拡充についてお聞きします。千葉県のホームページの言葉を借りますと、災害時に自宅に住めなくなった住民が臨時に生活する宿泊可能な施設を避難所と呼び、その中でも、高齢者、障がい者、妊産婦など、避難所の生活において特別な配慮が必要な方とそのご家族を受け入れる避難所を福祉避難所ということがあります。

この福祉避難所の拡充については過去の議会質問でも訴えてきたところではありますが、現在、本市が指定している福祉避難所は、高齢者施設7ヶ所と障がい者施設2ヶ所の計9ヶ所です。この協定締結は、平成28年に7か所、平成29年と平成30年に1ヶ所ずつとなっています。その後の進展がない理由として、令和元年の台風被害対応や、今なお続くコロナ禍の影響もあるとは思いますが、災害時において避難行動要支援者のよりどころとなる福祉避難所の拡充は、少しずつでも着実に進めていかなければなりません。そこで、現状と今後の拡充についてお聞かせください。

小項目3点目は、液体ミルク備蓄の今後についてです。令和2年3月議会で私が液体ミルクについて質問したときのご答弁では、令和元年度は100本の備蓄を行ったこと、また、

前年の台風時には、停電が長引いた地区で乳幼児世帯を対象に聞き取り調査を行い、希望された世帯には液体ミルクを提供するなどの活用があったとお聞きしました。

今回確認したいのは、去る 10 月 31 日に千葉県から災害に備えた乳児用液体ミルクの流通在庫の開始についてという通知が発せられたとの情報がありましたので、これを受けてどのような影響があるのかという点であります。この通知を踏まえた本市の液体ミルク備蓄の今後についてお伺いします。

中項目 2、地域防災力の強化について。

先日 11 月 27 日に行われた防災訓練では、私も自宅でのシェイクアウト訓練からスタートし、公園に集合した後、避難所である中学校へ移動して、防災倉庫や避難所開設キットの確認をしました。そして、体育館内ではテントや簡易トイレの設置を行いました。前回の訓練よりもたくさんの方が参加され、地域の役員や自主防災組織のリーダーの皆さんのご尽力のたまものであると実感しました。この地域の防災力のさらなる強化を目指して質問いたします。

1 点目は、災害協力井戸の登録推進についてです。令和元年 10 月に始まった災害協力井戸の登録は、災害時の水不足を解消するため、市民や企業の皆さんが所有する井戸を事前に登録してもらい、災害時に水道施設が復旧するまでの間、近所の人たちに提供していただき、生活用水を確保しようとする取組です。この災害協力井戸の登録制度について、自主防災会などの地域の方にお伝えしたところ、安心につながる取組として評価する声をいただきました。そこで、現在の登録状況と今後どのように推進を図っていくのか、お聞かせください。

次に、2 点目では地域の防災リーダーとの連携についてお尋ねします。防災リーダーには様々な立場の方がいらっしゃいます。防災士や災害対策コーディネーター、最近では、消防本部が実施している防災ジュニアハイスクールを体験した中学生など、講習の内容も様々です。このような災害に関する一定の研修経験のある方々が各地域の活動でその経験と知恵を発揮していただけるようになることで、自助・共助の力がより一層強化されるものと考えます。その意味で、市内の人材である地域の防災リーダーとの連携について、どのように強化していくのか、お伺いします。

続きまして、大綱 2、選挙投票率の向上について。

投票率の向上については昨年の 12 月議会でも質問いたしました。その際に、決定打のようなものはない以上、可能な範囲であの手この手を尽くしていくべきであると申し上げたところ、執行部からは、市民目線を意識して工夫してまいりたいとのご答弁がありました。その後、市長選挙は無投票でございましたが、7 月には参議院選挙が執行され、明年には統一地方選挙が控えております。

そこで、中項目 1、投票しやすい環境づくりについて。本市の選挙において、回を重ねるごとに投票しやすい環境づくりが進められることで市民の参加が増し、常に投票率の高い木更津市になっていくことを願って、小項目 3 点について質問いたします。

初めに、小項目 1 点目は、移動投票所を含む期日前投票所の増設についてです。これまでも金田地域交流センター等への増設について、地域からの要望を受けて他の議員からの質問でも取り上げられてきました。本市のように人口が増加中の 13 万都市において、現在の

3ヶ所が妥当なのかという疑問の声もあります。また、過疎地域対策として、あるいは学生などの有権者に向けて移動投票所を設けている自治体もある中で、過去の議会答弁では、増設は今のところ考えていないとのことでもあります。それでは、一体どのような状況になれば増設の判断がなされるのでしょうか。改めて、移動投票所を含む期日前投票所の増設についての見解を伺います。

次に、小項目2点目は、期日前投票宣誓書の内容改善についてお聞きします。昨年12月議会で投票所入場券の改善点について質問した際には、感染症対策への協力依頼と、安心して投票できる環境づくりを行っていることや、期日前投票の積極的利用のご案内を記載いたしました。今後につきましても、現行の形状を基本として、毎回の選挙において、掲載する内容を検討してまいりたいというご答弁でした。今回は、7月の参議院選挙以降にいただいた地域からのお声をもとに、宣誓書の理由項目について伺います。

市民の中には、投票日当日に絶対に行けないという事由がなくても、早めに済ませておくとうれしいという気持ちで期日前投票をされる方もいます。その場合、現行の理由欄の6項目には該当しないのではないかと感じるケースもあるようです。しかし、市ホームページの選挙の概要説明には、投票日当日に仕事やレジャーなどで投票できない人や、当日の混雑を避けたい人は期日前投票ができますと書かれています。当日の混雑を避けたいという意向を含め、ちゅうちょなく選択できる内容が宣誓者にも記載されると、より期日前投票がしやすくなると思いますが、そうした改善が可能か伺います。

最後に、小項目3点目は、投票立会人の若者参画についてです。この件についても、昨年の12月議会でお聞きしましたところ、投票立会人の選任については、一定の事務手続を伴うことから、まずは若手職員を積極的に選任していくというご答弁でしたので、私は、例えば期日前投票所1ヶ所からでも、若い世代を公募して、少しでも希望があれば参加してもらうとか、また、投票立会人という立場に限らず、その他の選挙事務の一部に関わるなど、何らかの形で若者の参画の機会をつくることはできないかと申し上げました。しかしながら、他の先行自治体の例を見ますと、やはり投票立会人として参画しているケースが多いようですので、改めて、投票立会人の若者参画を本市としてはどのように考えているか、お聞かせください。

以上で最初の質問を終わります。

○市長（渡辺芳邦君） 議場の皆様、おはようございます。

それでは、渡辺厚子議員のご質問にご答弁申し上げます。私からは、大綱1、防災・減災対策の向上について、中項目1、命を守る取組の充実についてお答えいたします。

初めに、家具転倒防止対策支援事業についてでございますが、地震による家具等の転倒を防止するため、補助金を交付することにより壁などに家具を固定する器具等の設置を促すもので、県内においても複数の市町村で取組が行われております。取組の状況を見ますと、交付対象では、要配慮者や自主防災組織など、それぞれの市町村の状況に応じた設定がなされ、金額では1万円を上限としたものが多くなっております。本市では支援事業は実施していませんが、まずは本市の状況に合った取組方策を整理してまいります。

次に、福祉避難所の拡充についてでございますが、現在、本市では特別養護老人ホームなど9ヶ所を指定しており、有事の際は各施設規模に応じて要配慮者の受入れをお願いしております。県が策定している災害時における避難所運営の手引きでは、要配慮者の円滑な避難の確保のためには、協定等による広義の福祉避難所を含め、少なくとも小学校区に1ヶ所程度の福祉避難所を確保することが望ましいとされているところでございます。また、近年では避難行動要支援者の個別計画を作成される方も増加しておりますことから、引き続き、関係団体への説明を行い、指定への協力を求めることで福祉避難所の拡充を推進してまいります。

次に、液体ミルク備蓄の今後についてでございますが、液体ミルクにつきましては、災害時に扱いが容易である反面、消費期限が非常に短く、期限が長いものでも18ヶ月であり、頻繁な更新が必要であるため、県では本年11月から流通在庫を備蓄する方式を導入しております。この方式では、契約企業は、液体ミルクを平時は流通させながら、災害時にはすぐに避難所等へ納入できるよう、常に一定の数量を確保しておくというものでございます。これにより、災害時に県内の市町村から要請があった場合、常に新しい液体ミルクが提供されるという仕組みでございます。

一方、本市では、現在、液体で約100回分、粉で約300回分のミルクを備蓄しておりますが、東京湾北部地震などが発生した場合、流通が滞る状況となることも想定されます。そのため、引き続き、これまでと同様、ミルクの備蓄に取り組むとともに、災害時には、県をはじめ相互応援協定を締結している綾瀬市、岡崎市、太田市、また、災害時の物資調達に関する協定を結んでいるコストコホールセールジャパン株式会社をはじめとする協力企業等に支援を要請してまいります。

続きまして、中項目2、地域防災力の強化についてお答えいたします。

初めに、災害協力井戸の登録推進についてでございますが、災害協力井戸につきましては、災害による断水時等に付近の市民の生活用水を確保するため、市民や企業など所有者から協力いただいた井戸を災害協力井戸として指定しているもので、現在、市内に11ヶ所を指定しております。

登録の依頼につきましては、井戸の所有者に対し、その揚水量の調査に関する依頼文書を送付する際に、併せて災害協力井戸への登録をお願いする文書を同封しているところでございますが、今後は各地区への回覧や広報きさらづでの周知を行うなど、より積極的に登録の推進を図ってまいります。

次に、地域の防災リーダーとの連携についてでございますが、本市では地域の防災活動を推進するに当たり、地域の防災リーダーとなり得る災害対策コーディネーターの養成に努めているところでございます。コーディネーターにつきましては、本市開催の養成講座を修了した方を県に登録することとなり、現在、本市では256人が登録され、県南地域では最も多い状況でございます。

今後も、引き続き、コーディネーターの養成に努めるとともに、地域と連携して活動していただくための専門的な知識を習得できるスキルアップ講習の開催や地域と連携する仕組みづくりを進めてまいります。

私からは以上でございます。その他につきましては、選挙管理委員会書記長から答弁いたします。

○選挙管理委員会書記長（加藤 毅君） 私からは、大綱2、選挙投票率の向上について、中項目1、投票しやすい環境づくりについてお答えいたします。

初めに、移動投票所を含む期日前投票所の増設についてでございますが、現在、本市の期日前投票所につきましては、市役所朝日庁舎、富来田公民館、イオンモール木更津の3ヶ所に設置しておりますが、地域の人口、地勢、交通事情等にある程度対応した配置となっているものと考えております。

また、令和元年7月にイオンモール木更津を3ヶ所目の会場として設置してから4回の期日前投票を行いました。令和3年10月の衆議院議員総選挙では、期日前投票全体で投票総数の40.2%、うち朝日庁舎は期日前投票数の67.3%、イオンモール木更津は27.0%でした。令和4年7月の参議院議員通常選挙では、期日前投票全体で投票総数の42.7%、うち朝日庁舎は期日前投票数の67.5%、イオンモール木更津は27.1%でした。

現状では朝日庁舎とイオンモール木更津に分散化され、混雑も緩和されている状況でもありますので、人口規模からすると少ないのではないかとのご意見もありますが、今のところ早急な増設は考えておりません。今後、人口増加や投票状況の変化などにより、配置のバランスを見直す必要性や投票所の混雑が生じるような場合には、総合的に判断し、期日前投票所増設の必要性や設置場所等について検討してまいりたいと考えております。

また、移動期日前投票所につきましては、実施している自治体の例によりますと、人口減少地域において、投票区の見直しと併せて選挙人が投票しやすい環境を確保する観点から導入されております。本市におきましても、将来的に投票区の見直しを検討する際には、地域住民や町内会などからご意見をいただきながら、選挙人の負担軽減措置として移動期日前投票所の実施も併せて検討してまいりたいと考えております。

次に、期日前投票宣誓書の内容改善についてでございますが、期日前投票を行うことができる場合につきましては、公職選挙法第48条の2第1項で6つ示されており、第6号において、天災または悪天候により投票所に到達することが困難であることとなっております。

令和2年3月4日付け、総務省自治行政局選挙部長通知において、地域の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、投票日当日、投票所に選挙人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用の呼びかけを検討することとされており、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は第6号に該当し、期日前投票できるとされておりますことから、現在、市ホームページにおいて、その旨を記載しております。また、電話や期日前投票受付での選挙人からのお問い合わせに対しましても、同様にご説明しております。

宣誓書様式につきましても、第6号への補足として、新型コロナウイルス感染症予防を理由に期日前投票ができる旨の記載を追加するよう対応してまいります。

最後に、投票立会人の若者参画についてでございますが、若い世代に選挙への関心を持っていただく機会の一つとして、期日前投票所投票立会人の一部について、引き続き20代の職員を選任していくとともに、若い世代の公募等につきましても、実施自治体の取組を参考

にしながら、来年4月執行予定の統一地方選挙に向けて検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） それでは、再質問させていただきます。

初めに、家具転倒防止対策支援事業についてです。取組自治体の一覧を見ますと、自主防災組織のみを対象としている船橋市の例もございしますが、主に65歳以上のみ世帯や障がいのある方等を対象としている自治体が多いようです。また、世帯全員が市税に滞納がなく、器具を自分で取り付けられない、かつ、他の人の協力が得られないなどを条件としている例もあります。

先ほどのご答弁では、本市の状況に合った取組方策の整理をするとのことでした。それでは、その場合、福祉部や都市整備部、市民部等との情報共有や連携が必要になると思いますが、まずは危機管理課から働きかけをするのか、お伺いします。

○総務部長（伊藤浩之君） 取組方策の整理についてでございますが、まずは、関係部間での情報共有を進めながら、当該事業の実効性について精査してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 取組自治体の中には、器具の購入は本人負担で、取付けの代行をするという支援方法もあります。先ほどから例示しておりますとおり、何しろ多種多様な形で事業が実施されております。ぜひとも、先行自治体の取組を学びながら、本市に合った内容をご検討いただきたいと思います。

また、それと併せまして、そもそも地震に備えて家具などの転倒防止策を講じるという意識を高めることも大事だと思っております。防災ハザードマップにも家の中の安全対策や家具の転倒・落下を防ぐポイントなどが載っておりますが、例えば今後、介護施設や地域包括支援センターなどで、利用者に対して転倒防止対策は取っていますかとお声かけをしてもらうなど、命を守る方策として家具の転倒や棚からの飛び出しを防ぐことの重要性を市民に広く啓発していくよう、よろしく願いいたします。

次に、福祉避難所の拡充についてお聞きします。少なくとも小学校区に1ヶ所程度の確保が望ましいのであれば、現在の状況からさらに9ヶ所程度は増やさないといけません。今後の進め方として、市内の対象施設全てに働きかけるのか、あるいは、地域の偏りがないようにエリア展開をしていくなど、拡充推進に当たっての方向性があるのか、お伺いします。

○総務部長（伊藤浩之君） 福祉避難所の拡充推進につきましては、施設管理者へ広く制度の周知を行いつつ、併せて地域の偏り等も考慮しながら協定締結に向けた協力を求めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 正直に申しまして、木更津市は福祉避難所が少ないというのが現状だと思っております。千葉県内の状況を見ますと、小学校区に1ヶ所という基準でいえば、設置率が50%以下の自治体は本市を含む8自治体しかございません。

そこで、今後の取組の参考として、人口規模が本市に近い我孫子市について少し触れさせていただきます。我孫子市では、小学校区13に対して30ヶ所が指定されています。設置

率は231%です。市のホームページを見ますと、市内を6つの地域に分けて、エリアごとに福祉避難所の名前が記載されております。そして、受入れ対象に高齢者、障がい者、乳幼児・児童という3つの区分を設けて、それぞれ受け入れられる場合は、各項目に丸がつけられております。また、保育施設も福祉避難所として協定締結していることも参考にしたいところです。

どうか、これからは、木更津市の防災・減災力を高める上で、福祉避難所の拡充を重点施策として取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、液体ミルク備蓄の今後についてですが、本市としては、これまでと同様に備蓄をしていくとともに、コストコホールセールジャパン等との協定による支援を期待できることが分かりました。

そこで、有事において、どのような手順で物資の提供を受けるのかという流れについて、情報共有はされているのか、お聞きします。

○総務部長（伊藤浩之君） 有事の際に物資の提供を受ける流れにつきましては、災害時における物資調達に関する協定書等において基本的な事項を定めているところでございます。

また、地域防災計画においても、災害時に円滑に物資等の支援が行えるよう、救援物資の要請や受入れに関して規定しております。協力企業等の中には、継続的に情報共有を重ねている企業もございます。

引き続き、関係強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） いざというときにも円滑に物資の確保と提供ができるように、平時の情報共有や連携をしておいていただきますようお願いいたします。

次に、災害協力井戸の登録推進についてお伺いします。現在の登録数は11ヶ所ということですが、その井戸の周辺地域の役員の方や自主防災組織の方はそのことをご存じなのでしょうか。

○総務部長（伊藤浩之君） 災害協力井戸の指定につきましては、ウェブ版の防災ハザードマップに掲載し、周知を図っているところでございます。また、災害が発生した際は、必要に応じて区長の方などへ情報提供することを想定しております。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 災害が発生してから、必要に応じてということでしたが、平時からしていただいたほうがよいと私は思います。まちづくり協議会など地域のリーダーが集う際にお知らせするなど、情報提供については効果的な方法で取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、最初のご答弁で、井戸の所有者に揚水量の調査に関する依頼文書を送付する際に、併せて災害協力井戸への登録をお願いする文書を同封しているとのことでしたが、それはどれくらいの頻度というか回数、また、何軒に対して送付しているのでしょうか。

○総務部長（伊藤浩之君） 災害協力井戸の登録のお願いについてでございますが、井戸の揚水量調査は年に1回実施しており、令和3年度の調査では、災害協力井戸の依頼文書を167通同封したところでございます。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 今後の登録推進に当たっては、エリア展開など、何か方向性というのがありますか。

○総務部長（伊藤浩之君） 災害協力井戸の今後の登録推進の方向性でございますが、まずは、回覧や広報きさらづにより広く周知を行い、多くの方に制度を知っていただくことで登録の推進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 令和元年10月に始まった取組ですが、今後の周知次第ではさらに増えていくことが期待されますので、登録井戸の推進とともに地域への情報提供も併せてよろしくお願いいたします。

次に、地域の防災リーダーとの連携についてお聞きします。現在、本市で登録されている災害対策コーディネーター256名のうち、どれくらいの方が実際に地域で活動されているのか、分かれば教えてください。

○総務部長（伊藤浩之君） 本市で登録されている災害対策コーディネーターについてでございますが、現時点では、個々における地域での具体的な活動報告は求めておりませんが、それぞれの活動は共助力の強化を図る上でも重要でございますので、今後はコーディネーターの方々などが地域で活動する仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） それと、あと災害対策コーディネーターのほかにも、最初に申しましたように防災士資格を有する方もいらっしゃいます。その方たちも含めてスキルアップ講習の開催や地域と連携する仕組みづくりを進めるとよいと思いますが、それは可能でしょうか。

○総務部長（伊藤浩之君） 防災士の資格を有する方も含めた取組についてでございますが、まずは防災士のネットワークとの連携を図り、本市における有資格者の状況を把握いたしまして、地域にとってより良い仕組みづくりを進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 防災・減災対策は安心・安全な市民生活のために年々強化していくべきものと思います。しかし、それは危機管理課だけでは進められないことも多いのは明らかです。様々な部署が情報や課題を共有しながら、できることから取り組んでいただくことを期待しております。大規模災害はいつ起こるか分かりません。明日来るかもしれないということを念頭に置きながら、防災・減災力の向上に取り組んでいきたいと思っております。

それでは、次に、投票しやすい環境づくりについて、質問に移ります。

まず、移動期日前投票所については、投票区の見直しを検討するという状況にならなければ進まない案件なのでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（加藤 毅君） 移動期日前投票所につきましては、投票区の見直しにより、投票所までの交通手段の確保が難しくなる選挙人の投票機会を確保するための代替策として考えておりますが、導入するためには、設置場所、車両や必要機材、投票事務従

事者、二重投票の防止措置等の確保が必要となりますことから、現在も行っておりますが、準備作業として研究を続けてまいります。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 分かりました。

期日前投票所の増設について、最初のご答弁は、今後、人口増加や投票状況の変化などにより、配置のバランスを見直す必要性や投票所の混雑が生じるような場合には総合的に判断し、期日前投票所増設の必要性や設置場所等について検討してまいりたいというお答えでした。

今後の検討として、例えば、投票総数の5割以上が期日前投票である、または、数年に一度や何回かの選挙結果分析を踏まえて再検討するなど、見直しのタイミングを定めておかないとなかなか進まないと思うのですが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（加藤 毅君） 来年4月執行予定の統一地方選挙をはじめ、今後行われます選挙の期日前投票の各投票所の投票者数や投票率などの投票状況の結果を分析し、検討してまいります。また、増設する場合に必要な設備、システム、人員体制などにつきましても並行して研究してまいります。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 選挙を運営する側としての課題やご苦労があることは承知しております。しかし、選挙に行こうと思う市民の利便性から考えますと、期日前投票がしやすい環境整備が望まれることは間違いありません。ぜひとも増設について積極的に検討していただきますようお願いいたします。

次に、期日前投票宣誓書の内容改善についてですが、宣誓書の様式は明年の統一地方選挙から改定していただけるのでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（加藤 毅君） 令和5年4月執行予定の統一地方選挙から対応してまいります。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） ありがとうございます。

最後になりますが、投票立会人の若者参画については、最初のご答弁で、実施自治体の取組を参考にしながら、来年4月執行予定の統一地方選挙に向けて検討してまいりたいとのご答弁でしたので、再質問はいたしません。

新たな取組の実施に当たっては様々な課題や配慮が必要かと思いますが、参加してくれる学生さんたちが立会人を経験してみてよかったと感じられるように運営していただきたいと思っております。そして、欲を言えば、一緒に携わる職員の姿を通して、将来、自分も市役所で働きたいなと思ってくれるようになればなおいいと私は思っております。今後、若者が活躍する場面が増えることを期待いたしまして、全ての質問を終わります。ありがとうございます。